平成２６年（フ）第４１号
兵庫県たつの市龍野町小宅北２番地８、従前の住所兵庫県神戸市北区ひよどり台南町３丁目４番地の31
債務者　山下　和哉
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　裕史
4　破産債権の届出期間　平成26年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第１５７号
沖縄県宜野湾市大山３丁目20番11号
債務者　與那嶺　健
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　潤二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１２１号
群馬県館林市近藤町178番地の902　ハイツロアールＢ―105、前住所徳島県三好市三野町芝生272番地１
債務者　湯本　　博（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３７４号
新潟市北区早通北２丁目３番11号
債務者　風間　義衛
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒玉　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７５号
新潟市北区早通北２丁目３番11号
債務者　風間美智子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒玉　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４１号
沖縄県糸満市字糸満574番地　玉城アパート202号
債務者　玉城　　晃
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　照屋　兼一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２５２号
群馬県前橋市川曲町333番地１　ハイツグロリア103号
債務者　竹渕　捷次
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２７２号
群馬県前橋市鶴が谷町19番地８、前住所群馬県前橋市元総社町１丁目28番地９　エスポワール102号
債務者　後藤　直彦
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土坂　和也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３８２号
岡山県倉敷市児島下の町３丁目13番４号
債務者　平塚　光榮
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市本　昭彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８３号
岡山県倉敷市児島下の町３丁目13番４号
債務者　平塚　辰夫
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市本　昭彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２０号
秋田市手形山東町５番18号
債務者　加藤　　力
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２号
埼玉県秩父郡長瀞町大字中野上411番地４
債務者　中畝　　繁
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第４３８０号
大阪市西区新町３丁目１番17―1816号、住民票上の住所大阪市福島区福島１丁目１番12―608号
債務者　田畑　敦之
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪口　彰洋
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１４５４号
大阪府八尾市久宝寺１丁目41号
債務者　武田　　宏
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６１４号
大阪府門真市脇田町５番５号
債務者　寺島　　明
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０６４号
大阪市住吉区苅田３丁目６番３―202号
債務者　中井美奈子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部